

河合町まちづくり基本条例検討審議会 議事録（要旨）

委 員 会 の 名 称	第3回 河合町まちづくり基本条例検討審議会
開 催 日 時	令和3年11月29日（月） 13:30～
開 催 場 所	河合町役場 3階会議室
出席委員の氏名 及 び 人 数	（審議会会長）中川幾郎委員、（審議会副会長）清水裕子委員、常盤繁範委員、 大西孝幸委員、山本孝典委員、吉田勝行委員、前田昌宏委員、岡宏委員、尾上 光子委員、山川裕子委員、西野あすか委員、大久保太郎委員、安田彩子委員、 高桑次郎委員 計14名
欠 席 委 員 の 氏 名 及 び 人 数	佐伯誠紀委員
出席職員等の 職・氏名又は人数	＜事務局＞ 企画部長 森嶋雅也、企画部次長 佐藤桂三、政策調整課 福井敏夫 ＜庁内ワーキンググループ＞ 管財課長 内野悦規、税務課長 松本武彦、福祉政策課 北浩至 子育て支援課 中村倖規、政策調整課 岡井将記 ＜運営支援＞ 特定非営利活動法人NPO政策研究所 直田春夫、田中逸郎、谷内博史
公開・非公開の別 傍 聴	・公開（第1回審議会で決定） ・傍聴者1名
議 題、 協 議 事 項	1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 第1回町民ワークショップ結果概要報告 4. まちづくり（自治）基本条例の構成 5. （仮称）河合町まちづくり基本条例の構成案と分科会編成 6. 分科会 ○基本分科会テーマ①（総則） ○参画・協働分科会テーマ⑧（参画と協働） 7. 閉会（流れ解散）

会議の記録（要旨）	
議事／発言者等	発言内容等
1. 開会（事務局）	○ 開会 ○ 出席委員の報告 ・ 出席過半数 ・ 設置条例に基づき、本日の審議会が成立していることを報告
2. 会長 あいさつ	○ 今日から、二つの分科会に分かれて条例の検討に入ります。資料をもとに、よろしくお願いします。 ○ 「資料2」にある各自治体の先行事例を参考としながら検討していただきたい。なお、条例づくりの多くに関わってきた経験から、参考情報を提供します。ニセコ町の当初条例には「議会」が入っていなかった（後に改正追加）。議会も入れた条例の最初は兵庫県旧生野町（現在は合併して朝来市）だった。 ○ 河合町では、当審議会に議員さんも参加しており、望ましい形だ。行政と議会が両輪となって進めていくことが今後の取組みにとって良いことなので、期待しています。
3. 第1回町民ワークショップ結果概要報告	
事務局	○ それでは【議題3】、ワークショップの結果報告をお願いします。
NPO政策研究所	○ 本日配布の「資料8」により報告 ○ 第1回町民ワークショップは、10月23日（土）の午後2時から5時まで中央公民館集会室において、30名の参加を得てコロナ対策のもと開催された。 ○ 内容は、①ミニレクチャー「まちづくり基本条例とは何だろうか？」に引き続き、②小グループに分かれて行ったワークショップでは、ミニレクチャーに対する質疑応答（河合町のよいところとは、どんなところでしょうか、よいところを伸ばし、次世代に引き継ぐために、どんなことをしたらよいでしょうか、条例に盛り込んでいきたい「大切なこと」とは何でしょうか）について意見をいただいた。 ○ 意見は紙に書いて、壁に貼ったものを見ながら進められた（意見の一覧は資料8の2ページ～3ページ）。 ○ ワークショップは、まさに参画や協働を体現している場だった。 ・ こういうまちづくりについて話し合える場を継続的に持ってほしいという声が印象的だった。 ・ 高校生・大学生等の若い人たちが、まちに関われる具体的な仕掛けがあったらいいという意見があった。

	・情報では、SNSやICTを活かすべきとの意見があった。 ・このほか、条例をつくるプロセスやできた後に、どのようにまちづくりに取り組めるのか。子どもから高齢者まで、安心・安全に暮らしていけるようなまちにしたい。まちづくりにSDGsを採り入れていくといい等、幅広い意見があった。 ・今後の審議会での議論の素材になったらありがたい。 ○ 参加者のアンケート（回答者25名）では、9割近くの方がまちづくり基本条例について「よく理解できた」「理解できた」と回答いただき、すべての方が「参加してよかった」「どちらかといえばよかった」とお答えいただいた。 ○ 自由意見では、予定時間が30分延びたことへのお叱りをいただきましたが、町民同士で助け合っていくことが大切とか、条例ができた後興味があまりない方にも十分伝えまちづくりに巻き込みたい、このような機会があればまた参加したいなどの意見があった。 ○ 出された意見を、「前文」「参画」「協働」「情報共有」「行政運営」「学習・育成」「これからのまちづくりプロジェクト」に並べ替え整理したものをプロジェクターで表示し、説明を加えた。 ・「前文」：河合町のよいところを未来に向けてもっとアピールしていく（自然、歴史、文化、災害が少ないなど）、SDGsに配慮した持続可能なまちづくりなどがあった。 ・「参画」：年齢や属性にこだわらない、若者や障がいを持った方なども一緒に参画できるまちづくり（場）が必要、だれもが自主的・主体的に参加できること、一方有志だけに頼らないまちづくり活動が必要という意見があった。 ・「協働」：行政と町民の連携・協働だけでなく、町民同士、産官学の協働も必要という意見があった。行政だけに任せないというところが大切だと感じた。協働のまちづくりの目標として、将来子どもたちが帰ってくるまちをつくっていくことだという意見もあった。 ・「情報共有」：情報の受発信にSNSなど新しいメディアを活用すること、このようなワークショップの場や審議会等の情報が常に公開・公表されていることが条例で謳われるべきだとの意見もあった。 ・「行政運営」：他自治体のよい施策等を積極的に取り入れるべきではないかとか、町民と行政の壁をなくす、対話・意見交換をスムーズにする、行政施策や事業の第三者評価も取り入れるべきではといった意見があった。 ・「学習・育成」：人材育成、（生涯）学習の機会を充実させ、まちづくりを自分事として考える人を増やしていくという意見があった。 ・「これからのまちづくりプロジェクト」：旧村と新興住宅地との一体化、高齢化に対応したまちづくりを求める意見の一方で、若い人が参加でき
--	---

	るイベントや行事をつくるなどの意見があった。これには、「うめきた外庭」のようなまちづくりの実験に広く参加できる仕組みがあったらいい、SDGsを念頭に置いた環境を意識したまちづくりを進めていくべきとの意見もあった。 ○ ワークショップでは、まちづくり基本条例に期待するところが表明されたと思われるので、分科会での審議に反映していただければ幸いです。
4. まちづくり（自治）基本条例の構成 5. （仮称）河合町まちづくり基本条例の構成案と分科会編成	
事務局	○ 資料1の「策定行程図」により、審議会等のスケジュールを説明。 ・ まちづくり基本条例の構成、分科会の編成及び進め方について説明 ・ 「①基本分科会」、「②参画・協働分科会」に分かれて条文の審議を行う ・ 次回の審議会は、12月13日(月)13:30から町役場3階会議室で、全体会（条文案の報告）と分科会（継続審議）を行う。 ・ 第2回町民ワークショップは12月の開催を予定していたが、審議会の進捗等を勘案し、令和4年（2022年）2月23日(水)14:00から開催したい。委員の皆様及び周辺の方の参加を呼びかけたい ○ まちづくり基本条例の構成について、資料2をもとに説明 ・ 資料2で、先行して制定されたまちづくり基本条例・自治基本条例の記載内容を比較したものを示した。行政、議会、住民に関すること全体を記載した総合的なものもあれば簡略なものもあるが、河合町では総合型をめざしたい。 ○ 条例に記載するすべての項目について、資料3をもとに説明 ・ 12の大項目に整理し、基本分科会（テーマ①～⑦）、参画・協働分科会（テーマ⑧～⑩）別に整理したものを示した。 ・ 団体自治にかかる「行政経営及び連携」（テーマ⑪、⑫）については、事務局で条文案を作成し、第6回審議会で報告、審議していただく予定である。 ○ 分科会会長は、「基本分科会長は審議会会長」、「参画・協働分科会長は審議会副会長」にご就任いただく。 ○ 各委員の分科会所属案については、資料7に示した。 ○ 資料4では、全体会、分科会の進め方を示した。分科会で出された意見をもとに事務局で条文案（叩き台）を作成し、その次の審議会における全体会でもんでいただくというスケジュールを繰り返していく。第6回審議会では条文の全体像が見えてくる予定である。
会長	○ 何か質問や意見はありませんか。
委員	○ 分科会での審議は、今回できるところまで進めて残されたところは次回へ継続するというところでよろしいか。

事務局	○ その通りです。
委員	○ 行政経営の部分は第6回審議会で条文案が示されるということだが、途中経過を示してもらうことはできるのか。
事務局	○ 第6回審議会で事務局案をお示しするということでお願いします。
会長	○ 分科会所属についてご意見はありませんか。なければこの案で進めます。では分科会に分かれてお願いします。修了すれば流れ解散でお願いします。
6. 分科会による意見交換・審議	
I. 「基本分科会：テーマ①～⑦」での意見交換・審議	
【テーマ①：総則】	
	○ 事務局から、分科会の進め方として、当分科会では資料3記載の「検討テーマ」①～⑦を審議すること、資料4により第3回審議会から第6回審議会までは、分科会で検討テーマ毎に審議し、それらの意見を受けて事務局で条文案を作成し、その次回の審議会冒頭の全体会において2つの分科会の議論に基づく条文案を全委員で確認するという流れを繰り返し進めて行くこと、行政経営に関する条文は事務局で作成し第6回審議会全体会で審議することが説明された。 ○ また、審議の素材として、資料5－①～資料5－③に項目別論点と他自治体の条文の事例がまとめられていること（主として奈良県内のもの）、資料6にその読み方の説明があることが説明された。 ○ 以下、分科会会長の進行により検討テーマ①から順次審議された。審議において出された意見要旨は次の通りである（順不同）。 ○ なお、自治体名は原則として当該自治体における「自治基本条例（まちづくり基本条例）」を意味する。
●全体に係わること	○ 条文の文体は「ですます調」を基本とする。 ○ まちづくり基本条例は、憲法や地方自治法のエッセンスをわかりやすく示すものでもある。町民に新たな義務を課するものではない。行政に対して義務を課するものはある。

	○ 情報公開と情報共有を含む必要がある。情報共有は、単に探せば情報があるということではなく、積極的に町民に情報をわかりやすく伝え、町民と共有するということだ。共有した情報をもとにともに協働してまちづくりを進めるということだ。 ○ 条文はシンプルな方がいい。 ○ 基本的なところは、他自治体の例のいいところは積極的に学びたい。河合町独自のところはオリジナルなものを考える。 ○ 変える必要があれば後からでも変えられるので、まずはつくるのが大切だ。 ○ 行政用語（「及び」「並びに」「もしくは」「又は」「において」等々）をなるべく避けたい。日常語に置き換えられないか。⇒法律（条例）は解釈を確定させる必要があるので、あいまいな書き方はできないので、一定の法律用語、慣用語、約束事があることを理解していただきたい。しかし、意味が明確なら日常的な言葉を使うことも可能な箇所もあると思われる。法制担当と詰めてほしい。 ○ まちづくり基本条例で特に大切なのは、基本理念と基本原則だ。しっかり議論していきたい。 ○ 前文は、自治体の沿革を述べているところが多いが、河合町では必要ないのではないか。
●目的	○ 上牧町にあるように「町民を主体とした」を入れたい。また、「持続可能」も盛り込みたい。ただし、「持続可能」は目的か前文、基本原則等他の場所に書き込むことも検討する。 ○ 「最高規範」性は、後の条文に入れることになる。
●定義	○ この条例は「人」だけ対象なのか。⇒一般には「事業者」を含めることが多い。 ○ 上牧町の「町に利害を有する者又は関心のある者」というのはどういうことか。⇒町に不動産を所有している者、町のファンなどのことだろう。また、出身者を含める場合もある。要は、まちづくりを進める上では町を幅広く応援してくれる人も「町民」と見なすということではないか。 ○ 町民は、上牧町のように幅広くとらえることとする。ただし、住民投票等権利義務に係わることについては厳密に規定する必要がある。これを混同してはいけない。仮に常設型の町民投票を条文に盛り込むなら、その条項の中で投票権者を厳密に定義する必要がある。ただし、このことは、外国人参政権の問題とは関係がないことは確認しておきたい。 ○ 河合町では、「町民」を「通勤者」「通学者」「事業者」も含めて幅広くとらえることとする。 ○ 「執行機関」とは何か。⇒いわゆる行政機関のことで、町長とその事務を

	行う機関、それと教育委員会、選挙管理委員会等の行政委員会を合わせたもののことをいう。これを「行政」という場合もある。執行機関と議会を合わせたものが自治体としての「町」である。 ○ 「執行機関」の定義で、行政委員会を羅列する必要はない。 ○ 「執行機関」については上牧町を参考とする。行政委員会等具体例は逐条解説書に書き込むこととする。 ○ 定義には、「参画」「協働」「まちづくり」は入れる。ここは広陵町のものを参考にする。
●基本理念	○ 河合町には町民憲章がある。ただ昭和50年（1975年）に制定されたものなので、時代背景が異なりそのままでは取り入れることは難しいが、その精神を現代に引き取ることはできる。⇒とりあえずは、別物とする。 ○ キーワードとして、「町民主体」「一人ひとりの（人権）尊重」「持続可能」「多様性の尊重」を入れる。 ○ 別項で「総合的な住民自治のしくみ」を盛り込むことを考えると、「地域分権」や「住民自治」を入れることも考えられる。 ○ 河合町では自治会、大字で意識や生活の差が大きい。校区単位で協議会をつくるのは容易ではないと思われる。 ○ 団地部では、自治会による住民を巻き込んだ活動を展開している例もある。 ○ ただ、地域間の交流を活性化すれば意識の差は埋まっていくのではないか。 ○ コミュニティの諸団体（消防団等）が高齢化等で弱体化すれば、行政コストもあがる。 ○ これらを総合すると、「住民自治」は書き込んだ方がよい。
●基本原則	○ 「情報公開・情報共有」「参画・協働」「持続可能な、健全な自治体（行政）経営」「人権」「補完性の原則」「環境共生・保全」「多様性の尊重」が書き込まれる事例が多い。 ○ 「情報共有」は「説明責任、応答責任」と対応する。 ○ 大和郡山の「市民参加、参画と協働の原則」を参考にする。 ○ 他、吉野町、広陵町を参考とする。
【テーマ②：条例】	
●位置付け	○ まちづくり基本条例は、河合町の自治の「最高規範」ということを明記する。「最高規範」か「基本規範」は同じ意味なのでどちらでもよい。「まちづくり」の、「自治」の最高（基本）規範という意味である。

	○ まちづくり基本条例・自治基本条例は自治体の憲法と言われることがあるが、条例には、憲法と一般法のような上下関係は法的にはない。憲法は、原則として政府に義務を課するものである。 ○ まちづくり基本条例では、法律に書いていない新しい時代の行動原則を規定することはできる（たとえば、参画と協働、住民自治等）。 ○ 憲法第13条には、「……この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。……」とあり、同様に町民等の不断の努力によりまちづくり基本条例が保持されていく。 ○ 吉野町、上牧町の例を参考とする。
●見直し ●運用	○ 見直しの年限を書き込むかが論点となるが、「社会情勢の変化」では抽象的なので年限を書き込むのがよい。上牧町や広陵町は5年を見直しの年限としていて、これらがよいと思う。5年を越えない期間が適当と思われる。 ○ 見直し時には、町民参加の検討機関で検討する必要がある。その意味で「住民の参画」により見直しの検討を行うと明記する。検討機関（第三者機関）は常設とし、不断に条例の進捗状況を点検・検証していく必要がある。たとえば、(仮称)河合町まちづくり基本条例推進検証委員会等が考えられる。
●その他	○ 「参画と協働」については別の分科会で検討されるが、「協働」のイメージは条例全体に係わることなので、確認しておきたい。 「協働」とは、英語で言えば <i>co-production</i> で、直接的には共同で生産することを意味するが、何を生産するかと言えば、「公共的利益（公益）」「公共的価値」を生産する。したがって、行政だけでなく、地域自治組織やNPO、事業者も公共分野に関わり公共的利益を生産していることを認識する必要がある。 ○ 多様な主体が関わる協働においては、参画する諸団体どうしが「対等」な立場で連携・協働する事が大切だ。この場合、他を道具的（下請け）に使うことなく、またカタチだけの連携にならないようそれぞれの主体性を活かし連携・協働することが大切だ。 ○ そして、「参画」がなければ「協働」はあり得ず、また「参加」がなければ「参画」もない。これら全体をきちんと位置付ける必要がある。 ○ 消防団なども協働の一例と言ってよいが、河合町や各地で開かれている「こども食堂」なども、多くは地域、ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会、事業者、行政等の協働で行なわれている。こういうことが行政の仕事だという声もあるが、現にある困難を抱えた家庭や子どもにすみやかに手をさしのべることは民間主体での協働に頼らざるをえない状況がある。行政は、法や条例の裏付けのないことはなかなか動きにくいということもある。 ○ このような相互扶助の仕組みを動かしていくことも「協働」ととらえるこ

	とができる。
Ⅱ.「参画・協働分科会：テーマ⑧～⑩」での意見交換・審議	
【テーマ⑧：情報】	
●情報公開・共有	(分科会会長) ○ 分科会の進め方について説明の後、順次、自己紹介。 ○ 「資料3、5－④」の説明の後、意見交換・審議開始。 ○ 「…するため」という理念・意義も入れた条文をつくるべき。公開方法についても、この際に議論検討すべき（条文に謳うか、規則で定めるか、逐条解説書に書き込むかは別途検討が必要）。 ○ 情報の適正管理についても入れるべき。 ○ 細かく書き込みすぎるよりも、簡潔に理念・意義を謳うべき（細かな内容は、別途逐条解説書等で示す）。 ○ 町民は「情報を知る権利がある」こと、それを受けて「町は責任を持って情報管理と公開を行う」という両方の規定を設けるべき。 ○ 条文タイトルに「町民の知る権利と町の責務」と入れるなど、わかりやすくするための工夫が必要。 ○ まちづくり基本条例は大きな理念や目標を定めるものなので、細かな手順・方法等は「別途定める」とすべきでは（既にある「情報公開条例」等）。 ○ 事例には「町民も自らの活動情報を（公開し）共有する」としている自治体があるが、これをどうすべきか。行政も町民も情報共有してまちづくりに取組むということにまで踏み込むのかどうか。 ○ 行政情報も大切だが、まちづくりに取組むという観点からは、子育てやイベント等の活動情報の共有も必要。河合町がどうするのか、役場も含めた検討が必要。 ○ ロッキ等の横やりを防ぐためにも、きっちりと情報公開の理念とやり方を検討すべき。これは職員を守るためでもある（町役場職員：要望等については会議録を残している）。 (分科会会長) ○ 条文が必要なことについて意見一致（共通意見）しているが、簡潔に理念を謳うのか、広陵町のように一定程度詳しく書き込むのか。また、「互いに共有する」という項を設けるかどうか。 ⇒再度、意見交換を行う。

●選挙広報等	(分科会会長) ○ 「町民の知る権利と町の責務」についてはきちんと書き込むことにする。 「町も町民も互いに情報の共有」を書き込むかどうかはいったん保留（両案併記）し、町で検討いただき、審議会全体で議論することとする。 ○ この基本条例には必要ないのでは。 ○ 町民が議会活動を知るために、議員の責務や選挙公報をきちんと発行することを謳うことは必要だが、これらは議会基本条例（の改正）で書くべき内容ではないか。 ○ まちづくり基本条例は町の最高規範。前段の「町民の知る権利」をきちんと謳うことで、議会活動も当然含まれるので、あえて条文化する必要はないのでは。 (分科会会長) ○ 町長や議員が積極的に情報提供することは大切ということは分科会の意見として出すが、まちづくり基本条例では条文化しない（議会基本条例等に委ねる）こととする。 ●個人情報保護 ○ 大変重要なことなので、条文化が必要（全員一致）。 ○ 何が「個人情報」なのか、現状ではバラバラでわかりにくい。共通認識ができていないのでは（逐条解説書等で明記する必要がある）。 ○ 防災・減災にかかる個人情報の取り扱いについては（災害対策基本法改正もあったので）町としてきちんとルールを定めるべき。 ○ 河合町の「個人情報保護条例」に災害時等の個人情報提供の取り扱いについて記載されているのであれば、この基本条例では「個人情報の保護」と「自身の個人情報の閲覧、訂正の権利」をきちんと書き込めばいいのでは。細部については「別に条例に定めるところにより」でいいのではないか。 ○ 町職員：河合町の「個人情報保護条例」でどうなっているのかを確認し、報告する。 (分科会会長) ○ それでは「個人情報保護」については、みなさんの意見どおりとする。
【テーマ⑨：住民自治】	
●住民自治のあり方・定義	○ 住民に理解いただけるかどうか。「一定の区域を範囲とした」というのもわかりにくい。自治のイメージ・取組みも、ニュータウンと旧村落地域とではずいぶん違う。どこまで、どのように理念の部分で謳うのか。 ○ ここでは、河合町としては「住民自治とはこういうもので、その意義や役

●住民自治の原則	割・機能・権利はこういうもの」ということを条文化すべき（その後の条文中で、活動や範囲を原則として掲げる）。 ○ 旧村地域では、そもそもこの条例で住民活動を謳うことに対して、「今までやっているのに、何か新たにやるのか」という声もある。 （分科会会長） ○ 現に活動している所では、それを尊重して継続いただくためにも条文中で謳うことが必要ではないか。 ○ ここでは、住民自治の定義やコミュニティ活動の主体・意義・役割・権利をきちんと条文化する。 ○ 条文化は必要だが、理解はむづかしく、抽象的にならざるを得ないが。 ○ 主役・主体を明確化することが大切。 ○ そもそも住民自治とは、住民が主体となって団体自治を統制管理するというのが地方自治法上の概念。この基本条例では、そのうちの住民の自主活動について謳っているということを、逐条解説書等で明記すればいいのでは。 ○ 条文中に明記するかどうかは意見が分かれると思うが、「相互理解の上」取組むということが大切ではないか。 ○ もう一つの分科会（基本分科会）で、「町民とは」という定義と権利について検討していると思うが、この分科会では一人一人の町民というよりは、コミュニティという集団の活動やNPO活動などの意義について書き込むところだと思う。河合町の実態に沿った形で検討すればいいのでは（自治体によって自治会・町内会等々の様相はずいぶん異なっているのでは）。 ○ これまでは男性中心の活動が多かったが、女性の会長も登場しており、住民活動はこれからも変わっていくと思われる。 （分科会会長） ○ それでは、定義の部分では理念や意義を書き込み、後段の住民自治の主体のところは河合町の実態に合わせた書き方とする。 ○ 「相互理解」という文言を入れるかどうか等々細部については、基本部会での検討とのすり合わせの段階で協議する（全体審議会で整合化を図る）。 ○ 必要な条文だと思う。吉野町のように簡素に書く方がいい。 ○ 広陵町の書き方がいいのでは（一番最近なので各自治体の良いところを集めてうまくまとめているのでは）。 ○ 抽象的なのでよくわからないというのが正直なところ。住民活動に関心のない人には届かないのでは。 ○ できるだけやわらかなわかりやすい表現にしたい。 ○ 「努めなければならない」とするのか「努めることとする」のか、文言は
-----------------	---

	全体審議会で調整すべき。 ○ 相互扶助や助け合いについても、この原則の項でふれるべきでは。 ○ 長いスパンで考えると、今ある地域活動の形態も衰退や変化をしていくと思われる。そのため、これからの「地域自治組織」の項が次回以降の検討課題となっているのでは。 (分科会会長) ○ それでは、広陵町の事例を参考にするということする。 ○ 次回は「地域自治組織」から検討するので、よろしくお願いします。
--	--